

○京都府立大学学生細則

(平成20年京都府立大学規程第40号)

(趣旨)

第1条 この細則は、京都府立大学学則（平成20年京都府立大学規則第1号。以下「大学学則」と言う。）第54条及び京都府立大学大学院学則（平成20年京都府立大学規則第2号。以下「大学院学則」と言う。）第45条の規定により準用する大学学則第54条の規定により、学生の守らなければならない事項について定めるものとする。

(保証人)

第2条 学生は、保証人を1名必要とする。保証人は、父母又はこれに準じる者とし、保証人として責任を持ち得る者でなければならない。

2 保証人を変更しようとするとき又は保証人の改姓、改名又は転籍等一身上に異動があったときは、必ず学生部へ届け出なければならない。

(誓約書)

第3条 学生は、入学許可の日に保証人連署の誓約書を学生部へ提出し、学生の本分を守らなければならない。

(身上報告書)

第4条 学生は、入学の日に身上報告書を学生部へ提出しなければならない。

(学生証)

第5条 学生は、入学の日に学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

2 学生証を紛失したときは、直ちに学生部へ願い出て再交付を受けなければならない。

3 学生は、学生証を携帯しなければ、受講又は受験することができない。学生証提示の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

4 学生証を不正使用してはならない。

5 学生は、有効期間を超えて在籍するときは、学生部で学生証の有効期限を延長しなければならない。

6 学生は、学籍を離れたときは、直ちに学生証を学生部へ返還しなければならない。

(現住所等)

第6条 学生は、入学の日に必ずその現住所を学生部へ届け出なければならない。

2 現住所及び氏名に異動があったときは、変更届を学生部へ提出しなければならない。

(欠席届)

第7条 学生が疾病又はその他の理由により、1週間以上3月未満欠席するとき
は、診断書又は証明書を添えて速やかに教務部へ届け出なければならない。

(休学願)

第8条 学生が休学しようとするときは、所定の休学願を教務部へ届け出なければ
ならない。

2 前項の期間中に復学しようとするときは、所定の復学願を教務部へ提出しな
ければならない。

3 休学期間を延長しようとするときは、期間満了前1月までに教務部へ願出
なければならない。

(退学願)

第9条 学生が退学しようとするときは、所定の退学願を教務部へ提出しなけれ
ばならない。

(留学)

第10条 学生が外国の大学等に留学することを志願するときは、所定の留学許可
願を教務部に提出し、許可を受けなければならない。

(他大学受験許可願)

第11条 学生が他大学に入学を志願するときは、所定の他大学受験届を教務部に
提出しなければならない。

(掲示)

第12条 本学の学生一般に対する通知は掲示により行われるから、学生は、常に
本学学生用掲示場の掲示に注意しなければならない。

(健康診断等)

第13条 学生は、毎年定期又は臨時に行う健康診断等を受けなければならない。

(物品の拾得)

第14条 学内で物品を拾得し、若しくは紛失し、又は盗難にあった者は、直ちに
学生部へ届け出なければならない。

(諸規程の遵守)

第15条 学生は、学内諸規程（京都府立大学附属図書館規程、学生が行う掲示等
に関する規程、学生集会規程、学生団体規程、学生寄附募集に関する規程等）
を厳守しなければならない。

(暖房施設設備の取扱い)

第16条 冬季の暖房施設としてストーブを使用する部屋等においては、その取扱
いに注意しなければならない。

(クラブボックスの管理)

第17条 各クラブボックスの管理については、十分に注意して、盗難又は火災等
が発生しないようにしなければならない。

- 2 各クラブの代表者は、毎年度初めに、そのクラブボックスの管理責任者を学生部へ届け出なければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。